

広島県告示第六百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年九月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
神石郡神石高原町安田字上河内谷平栗久保甲 一八二番三地先から 神石郡神石高原町安田字法曾谷茶屋場五三番 一地先まで		〇 一・二二〇 〓 三二・八	七・〇〇〓 二九・七〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル) 備考 拡幅 一般国道三二 四号と重複
		一、 二二六・ 〇〇	一、 二二六・ 〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三三四号

三 道路の区域

区	間	新旧の別		備考
		新	旧	
神石郡神石高原町安田字上河内谷平栗久保甲 一八二番三地先から 神石郡神石高原町安田字法曾谷茶屋場五三番 一地先まで		〇 一・二二〇 〓 三二・八	七・〇〇〓 二九・七〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル) 備考 拡幅 一般国道二八 二号と重複
		一、 二二六・ 〇〇	一、 二二六・ 〇〇	